

川 障 発 第 3 3 号

令 和 3 年 4 月 6 日

市内指定障害福祉サービス事業所

各位

川越市福祉部障害者福祉課長

令和3年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出について（通知）

平素より、本市障害者福祉行政につきまして御協力いただきありがとうございます。

さて、令和3年4月分以降の「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」について、下記のとおり御提出をお願いいたします。

#### 記

#### 1 対象事業所

川越市指定の全ての障害福祉サービス事業所

※加算の変更有無に関わらずすべての事業所が対象です。

#### 2 提出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（令和3年4月分）
- ・その他サービス種別・加算ごとに必要な様式及び確認資料

### 3 提出期限

令和3年4月21日（水）23：59まで

### 4 提出方法

川越市ホームページから、電子申請で御提出ください。

※体制届の様式は川越市ホームページからダウンロードし作成して下さい。

※作成後は、下記のリンクから電子申請ページへ移動し、件名に「令和3年度体制届」と入力し、必要事項を入力のうえ提出書類を添付して送信してください。

※事前に電子申請利用者登録をお願いします。処遇改善計画書や過誤申立依頼書等の提出も同アカウントで行うことができます。

#### 【電子申請入口】

川越市ホームページ

介護給付費・訓練等給付費の算定に係る手続き等について

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/shogaish.html>

### 5 その他

- ・処遇改善（特別）加算及び特定処遇改善加算は、変更の有無に関わらず毎年度計画書の提出が必要です。
- ・本書類は加算の算定の為に提出するものであり、新規指定時や加算以外の事業所情報変更には別途届出が必要です。
- ・期日までの提出が難しい場合は必ずご連絡ください。提出が遅れた場合、4月からの報酬請求ができない場合があります。

お問い合わせ先、提出先

〒350-8601 埼玉県川越市元町 1-3-1

川越市福祉部障害者福祉課 障害給付担当

居宅介護等 馬場

施設、グループホーム等 村山

計画相談支援等 塚原 関根

TEL 049-224-6312 FAX 049-225-3033

E-mail : shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp

市ホームページはこちら

